



25 子第 558 号
平成 25 年 8 月 2 日

各市町児童福祉主管課長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
子育て支援課長
(公印省略)

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年
愛媛県条例第 49 号）における県独自基準に係る解釈について

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 49 号。以下「条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、条例第 7 条の規定については、県において独自の基準を定めています。

この条項の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、御了知の上、貴市町管内に所在する関係施設（保育所、児童厚生施設、母子生活支援施設）に周知いただき、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

非常災害対策（条例第 7 条関係）

1 趣旨

条例第 7 条は、児童福祉施設は、非常災害に際して必要な施設防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

2 内容及び留意事項

(1) 条例第 7 条第 1 項

「その他非常災害に必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令等に規定された設備をいい、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

「施設防災計画」とは、地震、風水害、施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等に対処するための災害種別ごとの防災計画及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に定める消防計画（これに準ずる計画を含む。）をいう。この場合において、「災害種別」とは、県及び市町における地域防災計画に準じた区分のほか、施設の立地条件等から被災が想定される災害の種別をいう。

消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている児童福祉施設にあってはその者に行わせるものとし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている児童福祉施設にあっては防火管理につい

て責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

施設防災計画は、施設内の見やすい場所に掲示し、職員、入所者等及び保護者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、施設内に施設防災計画全てを掲示することが困難である場合は、施設防災計画の概要を掲示することとして差し支えないが、災害種別等の違いが判るなど理解しやすいものとなるよう工夫すること。

(2) 条例第7条第2項、同第3項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるとしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を職員及び入所者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練の実施にあたり、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回行われなければならない。

なお、災害発生時において職員による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、施設の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

(3) 条例第7条第4項

施設防災計画は、条例第7条第2項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、施設の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

(4) 条例第7条第5項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、児童福祉施設において入所者等及び職員が当面の間、避難生活をするのできるよう施設の実情に応じて生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

備蓄する品目及び量については、施設の立地条件や入所者等及び職員の人数、入所者等の状態等の状況に照らし合わせて検討を行い、当該施設の状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を1週間分以上としていることも参考とされたい。